

揚貨装置の運転業務に係る特別教育 (船舶専用マリンクレーン)

労働安全衛生法第59条の規定により、制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転業務は特別教育を修了した者でなければ作業に従事させることはできません。

このため当協会では、国の定める特別教育規定第8条に基づくカリキュラムにて標記特別教育講習を下記のとおり実施しますので、該当労働者を受講させますようご案内いたします。

揚貨装置は漁船等船舶に取り付けられたデリックやクレーン設備のことをいい、陸から船へ、あるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾での荷役作業に用いられる機械をいう。



記

日程	年	月	日 ()	:	~	:	
		月	日 ()	:	~	:	
会場	きさいや広場 市民ギャラリー (道の駅: 宇和島)					無料駐車場有り	
	宇和島市弁天町 1-318-16 0895-22-3934						
科目 時間	初日	1. 揚貨装置に関する知識			4 時間		教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間 等を含みません。
		2. 原動機及び電気に関する知識			2 時間		
		3. 揚貨装置の運転のために必要な力学に 関する知識			4 時間		
	2日	4. 関係法令			1 時間		
受講資格	申込書の受講資格欄に記載のとおり (実技修了者)						
受講料	会員	11,000円 (教材、消費税含む)		※ 教材は講習初日に配布			
	一般	15,000円 (教材、消費税含む)					
申込期限	定員40名 ※開催日の2週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。						
申込み先	i (公社) 愛媛労働基準協会宇和島支部			TEL. (0895) 25-8867			
	宇和島市丸之内 1-3-20 バスセンター2階			FAX. (0895) 24-1339			
	ii (公社) 愛媛労働基準協会八幡浜支部			TEL. (0894) 22-2296			
	八幡浜市江戸岡 1-1-14			FAX. (0894) 22-2281			
	1) お近くの(公社)愛媛労働基準協会各支部で申込出来ます。 2) 受講申込書[※]欄以外は全て記入し受講料を添えてお申し込み下さい。 3) 郵送時は返信用封筒 84円切手を同封して下さい。						
修了証	全科目受講した方に当日交付します。 事業者には受講証明書を発行します。(3年間保存義務)						
その他	1. 遅刻した方は入場をお断りします。 2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。 3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。 4. 受講者が10人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。						
問合せ	(公社) 愛媛労働基準協会宇和島支部			TEL. (0895) 25-8867			
	(公社) 愛媛労働基準協会八幡浜支部			TEL. (0894) 22-2296			
	※ 講習の詳細は、(公社)愛媛労働基準協会HP「特別教育」でも確認できます。						